

認定制度比較表 (消防法と他の2法の比較)

高圧ガス保安法	ボイラー及び圧力容器安全規則	消防法に係る完成検査認定 審査項目	詳細個別審査基準毎の比較		高	労	審査項目別の比較	
			高圧	労働				
<p>一．本社の体制について</p> <p>イ．保安に係る基本姿勢</p> <p>一 経営者によって、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。</p>		<p>ア 事業所等の保安体制</p> <p>A 本社における保安体制</p> <p>a 基本姿勢</p> <p>保安に係る基本姿勢</p> <p>・保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が文書により定められるとともに、実践されていること。</p>					-	
<p>一．本社の体制について</p> <p>□ 保安管理</p> <p>二 保安管理を担当する役付役員が選任されているとともに、独立した保安管理部門が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該部門の意見が十分に反映することが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>一．本社の体制について</p> <p>□ 保安管理</p> <p>三 保安管理部門の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p>	<p>2 組織及び安全管理</p> <p>(1)組織</p> <p>ホ 一社一工場でない場合は、本社等に事業所の安全管理を統括管理する専門の組織があり、事業場に対する監査等が行われていること。</p> <p>(高圧ガス保安法では、一社一事業所であっても本社に保安管理部門を設置しなければならない。)</p>	<p>ア 事業所等の保安体制</p> <p>A 本社における保安体制</p> <p>b 保安管理</p> <p>1 保安管理体制の整備</p> <p>・保安管理を担当する部署が組織されており、その責任の所在が明確になっていること。</p>					x	
<p>一．本社の体制について</p> <p>□ 保安管理</p> <p>一 役付役員を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p>		<p>ア 事業所等の保安体制</p> <p>A 本社における保安体制</p> <p>b 保安管理</p> <p>2 保安管理の推進</p> <p>・各事業所の保安管理実績の検討等、事故の発生防止等に関する重要事項について指導、助言が行われていること。</p>						
<p>二．事業所の体制について</p> <p>イ．保安に係る基本姿勢</p> <p>一 事業所長によって、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が、就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。</p>	<p>2 組織及び安全管理</p> <p>(1)組織</p> <p>イ 事業場の安全管理組織及び規程が定められており、事業場の最高責任者が安全管理を統括していること。</p>	<p>ア 事業所等の保安体制</p> <p>B 事業所における保安体制</p> <p>a 基本姿勢</p> <p>1 基本姿勢</p> <p>・事業所の保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>・これらの諸施策が従業員（協力会社も含む。）に理解され、実践されていること。</p>					安全管理規程に危険物や危険物施設に関する規定があるか確認する必要あり	x
<p>二．事業所の体制について</p> <p>八．業務</p> <p>二 保安管理、設備管理及び運転管理に関する規程・基準類が、明確に定められ、かつ、整備されていること。</p>	<p>3 運転管理</p> <p>(1)運転基準等</p> <p>□ 運転準備、運転開始、通常運転、運転停止に関する適正な基準が定められ、その基準に基づいて実施されていること。</p> <p>八 ボイラーの水管理に関する適正な基準（網目、基準値、分析頻度等）が定められ、その基準に基づいて実施されていること。</p>	<p>ア 事業所等の保安体制</p> <p>B 事業所における保安体制</p> <p>a 基本姿勢</p> <p>2 規程の整備</p> <p>・保安に関する規程が整備されていること。</p>	規定体系図の添付必要			x	対象がボイラーのみである	
<p>二．事業所の体制について</p> <p>イ．保安に係る基本姿勢</p> <p>一 事業所長によって、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が、就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。</p>	<p>2 組織及び安全管理</p> <p>(1)組織</p> <p>イ 事業場の安全管理組織及び規程が定められており、事業場の最高責任者が安全管理を統括していること。</p>	<p>ア 事業所における保安体制</p> <p>B 事業所における保安体制</p> <p>a 基本姿勢</p> <p>3 本社との連携</p> <p>・本社からの保安に関する重要事項の指図、助言について、当該事業所において反映されるとともに、保安に係る事項について必要に応じ本社にフィードバックしていること。</p>	本社との連携（一イ一）				安全管理規程に危険物や危険物施設に関する規定があるか確認する必要あり	

<p>二．事業所の体制について</p> <p>□．組織</p> <p>一 事業所においては、保安管理部門、設備管理部門及び運転管理部門（以下これらを総称して「管理部門」という。）の三部門が独立して設置されているとともに、管理部門間の組織上及び職務の円滑な遂行上の緊密な連絡体制が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p>	<p>2 組織及び安全管理</p> <p>(1)組織</p> <p>□ 事業場全体の安全管理を担当する独立した専門の組織（安全課）があり、その責任者は安全に対する十分な知識及び経験を有すること。</p> <p>また、ボイラー等の運転管理のための組織（動力課など）、保全のための組織（保全課など）が確立されていること。</p> <p>ハ 安全管理、運転管理及び保全管理の各組織間の相互の連絡調整がとれる体制となっていること。</p>	<p>ア 事業所等の保安体制</p> <p>B 事業所における保安体制</p> <p>b 組織</p> <p>・ 保安管理、工事管理、自主検査管理、事故対策管理、教育管理等の機能をもった組織があり、それぞれの責任及び権限の所在が明確にされ、かつ、文書化されていること。</p> <p>・ それぞれの組織間の連絡調整等が図られ、また、各組織が円滑に職務を遂行していること。</p>	<p>管理部門の業務に係る危険物が含まれている必要がある認定時（高圧ガス認定書の図書内容の図書内容の確認は必要と考える。）</p>	<p>×</p> <p>工事管理が含まれていない危険物施設に危険物が含まれている必要がある</p>	
<p>二．事業所の体制について</p> <p>二．教育訓練</p> <p>一 次に掲げる教育訓練を確実に実施するための教育訓練計画が明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>イ 保安関連情報に関する事項</p> <p>ロ 規程・基準類の履行の徹底に関する事項</p> <p>ハ 自主的保安活動に関する事項</p> <p>ニ 提案制度に関する事項</p> <p>ホ 緊急時即応訓練等防災訓練に関する事項</p> <p>ヘ その他教育訓練全般に関する事項</p>	<p>3 運転管理</p> <p>(4)安全教育</p> <p>ボイラー等の運転操作（実地訓練を含む）の運転操作（実地訓練を含む）に関する教育訓練の実施について定めた基準があり、その基準に基づいて実施され、結果が保存されていること。</p>	<p>ア 事業所等の保安体制</p> <p>B 事業所における保安体制</p> <p>c 教育訓練</p> <p>1 教育訓練</p> <p>・ 工事管理、自主検査、事故時対応について、教育訓練に関する規程が策定されており、その内容が適正で、確実に実行されていること。</p>	<p>教育訓練内容に危険物が含まれている必要がある認定時（高圧ガス認定書の図書内容の図書内容の確認は必要と考える。）</p>	<p>教育訓練実施基準に危険物が含まれている必要がある</p>	
<p>二．事業所の体制について</p> <p>二．教育訓練</p> <p>二 教育訓練の実施（効果を含む。）に関する記録が作成され、保存されていること。</p>	<p>3 運転管理</p> <p>(4)安全教育</p> <p>ボイラー等の運転操作（実地訓練を含む）、事故防止、緊急時の措置等に関する教育訓練の実施について定めた基準があり、その基準に基づいて実施され、結果が保存されていること。</p>	<p>ア 事業所等の保安体制</p> <p>B 事業所における保安体制</p> <p>c 教育訓練</p> <p>2 教育訓練の記録</p> <p>・ 教育訓練の実施記録がとられていること。</p>	<p>教育訓練内容に危険物が含まれている必要がある認定時（高圧ガス認定書の図書内容の図書内容の確認は必要と考える。）</p>	<p>教育訓練実施基準に危険物が含まれている必要がある</p>	
<p>二．事業所の体制について</p> <p>チ．防災体制</p> <p>一 防災管理に関し、次に掲げる事項の規程・基準類が整備され、かつ、適切に実施される体制が、明確になっていること。</p> <p>イ 災害が発生した場合にあっては、災害対策本部及び事業所内外に対応する防災組織の設置に関する事項</p> <p>ロ 防災体制が確立されるまでの応急措置（夜間、休日等における対応を含む。）に関する事項</p> <p>ハ 各種防災設備の整備、維持管理に関する事項</p> <p>ニ 緊急停止に関する事項</p> <p>ホ 関係官庁及び関連事業所に対する緊急時即時通報連絡体制に関する事項</p> <p>ヘ 夜間、休日等の非番者等（協力会社の従業員を含む。）の緊急呼び出し体制に関する事項</p> <p>ト 関連事業所との相互応援協定の締結、それに伴う定期的な訓練及び情報交換に関する事項</p> <p>チ 導管に伴う災害防止に関する事項</p> <p>リ その他防災管理に関する事項</p>	<p>3 運転管理</p> <p>(3)緊急時の措置</p> <p>イ ボイラー等の異常発生時の対処方法（緊急停止を含む）に関する基準が定められていること。また、事業所内の連絡・指示体制が定められていること。</p> <p>ロ ボイラー等に関する緊急時の措置のうち重要事項については、操作室、ボイラー設置場所等に掲示することなどにより、周知徹底を図っていること。</p> <p>ハ ボイラー等の異常発生時の関係機関への連絡のルールが定められていること。</p>	<p>ア 事業所等の保安体制</p> <p>B 事業所における保安体制</p> <p>d 事故対策等</p> <p>1 事故等対策規程</p> <p>・ 事故等対策規程が整備され、その内容が適正であること。</p> <p>ア 事業所等の保安体制</p> <p>B 事業所における保安体制</p> <p>d 事故対策等</p> <p>2 事故時等の対応</p> <p>・ 事故時等の対処の方法が定められ、かつ、適切に実行される体制が整備されていること。</p>	<p>対策の内容に危険物が含まれている必要がある認定時（高圧ガス認定書の図書内容の図書内容の確認は必要と考える。）</p>	<p>対策の内容に危険物が含まれている必要がある</p>	
<p>二．事業所の体制について</p> <p>ホ．事故防止対策</p> <p>一 事業所内外事故（潜在事故を含む。）の原因を究明し、その結果を類似事故防止対策に活用する体制が、明確になっていること。</p>		<p>ア 事業所等の保安体制</p> <p>B 事業所における保安体制</p> <p>d 事故対策等</p> <p>3 事故等原因調査体制</p> <p>・ 事故等が発生した場合、その原因を調</p>			

		査分析する体制が明確に定められていること。				
二．事業所の体制について ホ．事故防止対策 一 事業所内外事故（潜在事故を含む。）の原因を究明し、その結果を類似事故防止対策に活用する体制が、明確になっていること。	2 組織及び安全管理 (2)安全管理 ロ ボイラー等の運転、設備に係わる社内外の事故情報等が運転管理、保安全管理に活用されていること。	ア 事業所等の保安体制 B 事業所における保安体制 d 事故対策等 4 事故等危険要因への措置 ・事故等についての情報を収集し、調査分析を行い、自社の事故等対策に活かしていること。 ・事故等対策の調査検討会が開かれ、事故等再発防止対策が講じられていること。	危険物や危険物施設に係る対策が必要と考える。（高圧ガス認定時の図書で問題はないが内容の確認は必要と）	危険物や危険物施設に係る対策が必要と考える。		
二．事業所の体制について ヘ．工事管理 一 工事管理に関し、次に掲げる事項の規程・基準類が整備され、かつ、適切に実施される体制が明確になっていること。 イ 作業範囲及び責任の所在に関する事項 ロ 運転管理部門と工事担当部門との引継ぎ ハ 工事作業管理の徹底に関する事項 ニ その他工事管理に関する事項		ア 事業所等の保安体制 B 事業所における保安体制 e 工事管理 1 工事管理規定 ・工事管理規定が整備され、その内容が適正であること。 ・各種工事の標準仕様書が整備され、その内容が適正であること。 2 工事計画評価体制 ・工事計画、施工方法について評価検討され、その危険要因を抽出し、対処解決が講じられたうえで、工事着工がなされる体制がとられていること。 3 工事管理 ・工事管理規定に基づき適正な工事管理がなされていること。	危険物施設に関する工事について規定されている必要がある。（高圧ガス認定時の図書で問題はないが内容の確認は必要と）			x
二．事業所の体制について ト．協力会社 一 協力会社に関し、次に掲げる事項の規程・基準類が整備され、かつ、適切に実施される体制が、明確になっていること。 イ 作業範囲及び責任の所在に関する事項 ロ 協力会社の選定に関する事項 ハ 協力会社作業員の教育訓練等に関する事項 ニ 複数の協力会社を使用する場合にあっては、当該協力会社で構成する協力会社協議会に関する事項 ホ その他協力会社の管理に関する事項	4 保安全管理 (2)運転管理部門及び協力会社との関係 ロ 協力会社に自主検査・保全業務の一部を委託する場合は、その範囲と責任の所在が明確になっていること。	ア 事業所等の保安体制 B 事業所における保安体制 e 工事管理 4 協力会社との連携 ・工事計画、施工方法の決定事項について協力会社への指導が適切に行われ、工事施工者まで適正に伝わっていること。				
三．認定完成検査の体制について イ．認定完成検査組織 一 認定完成検査を実施する組織（以下「検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。		イ 自主検査体制 A 自主検査組織 自主検査組織 ・検査を担当する組織があり、その責任と権限が明確になっていること。 ・関係会社を交えて検査を実施する場合は、監督、指示等を適切に行うことができる体制であること。	危険物施設に係る検査を行える組織である必要がある			-
三．認定完成検査の体制について ロ．認定完成検査業務 二 認定完成検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、法第39条の3第1項第2号の完成検査規定に基づき、適切に実施されることが、明確に定められていること。		イ 自主検査体制 B 自主検査業務 a マニュアル 1 検査方法 ・工程ごとの検査方法が明確になっていること。 2 検査手順 ・検査の種類ごとに検査の手順、判断基準等が適正であり、明確になっていること。 3 検査実施者等 ・検査の種類ごとに検査員の資格が明確になっており、それらが適正であること。	x 検査対象が異なるものである 検査員の資格には共通性がない		x	x

		と。				
三．認定完成検査の体制について 四．認定完成検査業務 四 認定完成検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、保安検査等において活用できる体制になっていること。		イ 自主検査体制 B 自主検査業務 b 検査記録 検査記録 ・検査記録表は、検査の内容、結果、責任者、実施者、検査条件が明確に判るものになっていること。 ・検査記録表の保管について、責任者が定められていること。	x 検査対象が異なるものである		x	-
チ．防災体制 一 防災管理に関し、次に掲げる事項の規程・基準類が整備され、かつ、適切に実施される体制が明確になっていること。 イ 災害が発生した場合においては、災害対策本部及び事業所内外に対応する防災組織の設置に関する事項 ロ 防災体制が確立されるまでの応急措置（夜間、休日等における対応を含む。）に関する事項 ハ 各種防災設備の整備、維持管理に関する事項 ニ 緊急停止に関する事項 ホ 関係官庁及び関連事業所に対する緊急時即時通報連絡体制に関する事項 ヘ 夜間、休日等の非番者等（協力会社の従業員を含む。）の緊急呼び出し体制に関する事項 ト 関連事業所との相互応援協定の締結、それに伴う定期的な訓練及び情報交換に関する事項 チ 導管に伴う災害防止に関する事項 リ その他防災管理に関する事項		ウ 事業所の保安実績 A 事故の状況 a 事故時の対応 1 事故発生時の初動体制 ・事故発生時の初動体制は適切であること。 ・関係機関に適切に通報がなされていること。また、通報が適切でなかったときには、原因究明が行われていること。 ウ 事業所の保安実績 A 事故の状況 a 事故時の対応 2 事故対策本部及び事業所内対応組織の運営 ・事故対策本部及び事業所内対応組織の運営が円滑に行われていること。	事故時の対応について実績を盛り込んだ内容であることが必要		x	
二．事業所の体制について ホ．事故防止対策 一 事業所内外事故（潜在事故を含む。）の原因を究明し、その結果を類似事故防止対策に活用する体制が、明確になっていること。		ウ 事業所の保安実績 A 事故の状況 b 事故原因 事故原因調査 ・事故原因調査が適切に行われていること。	（危険物のみの施設に関しても調査されているか確認必要）			-
二．事業所の体制について ホ．事故防止対策 一 事業所内外事故（潜在事故を含む。）の原因を究明し、その結果を類似事故防止対策に活用する体制が、明確になっていること。	2 組織及び安全管理 (2)安全管理 ロ ボイラー等の運転、設備に係わる社内外の事故情報等が運転管理、保安全管理に活用されていること。	ウ 事業所の保安実績 A 事故の状況 c 事故後の改善状況 1 事故の再発防止 ・事故原因を究明し、再発防止のため、類似の危険要因を排除するための措置が講じられていること。	危険物や危険物施設に関する事故の再発防止のための措置の確認が必要	危険物や危険物施設に関する事故の再発防止のための措置の確認が必要		
二．事業所の体制について 二．教育訓練 一 次に掲げる教育訓練を確実に実施するための教育訓練計画が明確に定められ、かつ、文書化されていること。 イ 保安関連情報に関する事項 ロ 規程・基準類の履行の徹底に関する事項 ハ 自主的保安活動に関する事項 ニ 提案制度に関する事項 ホ 緊急時即応訓練等防災訓練に関する事項 ヘ その他教育訓練全般に関する事項	3 運転管理 (4)安全教育 ボイラー等の運転操作（実地訓練を含む）、事項防止、緊急時の措置等に関する教育訓練の実施について定めた基準があり、その基準に基づいて実施され、結果が保存されていること。	ウ 事業所の保安実績 A 事故の状況 c 事故後の改善状況 2 教育訓練への反映 ・事故対応の不備が抽出され、教育訓練等の改善が行われていること。	x 二ホ1と併せて該当か。	x	x	x
		ウ 事業所の保安実績 B 立入検査時の指摘事項 a 指摘内容				

		・重要な指摘がないこと。				
		ウ 事業所の保安実績 B 立入検査時の指摘事項 b 改善状況 ・指摘事項が、迅速に改善されていること。 ・改善されない場合は、適切な理由があること。			-	-
		ウ 事業所の保安実績 C 完成検査及び完成検査前検査の際の指摘事項 a 指摘内容 ・重要な指摘がないこと。				
		ウ 事業所の保安実績 C 完成検査及び完成検査前検査の際の指摘事項 b 改善状況 ・指摘事項が、迅速に改善されていること。 ・改善されない場合は、適切な理由があること。			-	-